

監査公表第7号（令和5年6月9日、県公報第404号登載）  
本庁定期監査結果に基づく措置通知（令和4年度）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した  
本庁定期監査の結果（令和4年11月14日4監総第424号）に基づき、教育委  
員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次の  
とおり公表する。

令和5年6月9日

福岡県監査委員	塩川正一
同	世利洋介
同	森行一
福岡県監査委員職務執行者	大島道人

5 教財第 1 2 0 号  
令和 5 年 5 月 1 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一 殿
同	世 利 洋 介 殿
同	森 行 一 殿
福岡県監査委員職務執行者	大 島 道 人 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

令和 4 年 1 1 月 1 4 日 4 監総第 4 2 4 号の監査結果の報告に基づき講じた措置について、別紙のとおり、通知します。

## 注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育庁 教育振興部	<p>地域改善奨学資金貸付金償還金の収入未済額が、前年度に比べて53,306,227円減少しているものの、依然として多額である。</p>	<p>地域改善奨学資金貸付金償還金の債権回収については、戸別訪問や電話による督促等の取組を行ってきており、収入未済額が減少していることから、引続き以下の取組を行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 奨学金相談員及び課職員による、滞納者への戸別訪問を実施し、個々に応じた返還計画の提案や指導及び免除・猶予制度の周知徹底を行うとともに、訪問時不在だった者に対しては、電話督促を実施するなど、返還の再開及び継続的な返還が行われるよう督促を行っている。</li> <li>・ 奨学金返還督促強調月間を設定し、8月と翌年2月には、担当者だけでなく、担当者が所属する係全員で電話督促を行っている。また、これまで日中の戸別訪問で面接が出来なかった滞納者を中心に、訪問時間帯を夕方・夜間へ変更した戸別訪問を行っている。</li> <li>・ 長期滞納者に対しては、債務承認書を送付し、戸別訪問による回収を行うとともに、返還の督促及び返還計画の提案を行っている。</li> <li>・ 県外に居住している高額滞納者に対しては、重点的に職員による日中の戸別訪問を実施している。</li> </ul> <p>令和4年度は令和2、3年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響により、戸別訪問を行えない期間があったため、その期間については電話督促を集中的に行った。</p> <p>今後も、より効果的な取組を検討するなど、収入未済の解消に向け債権の回収に努めることとする。</p>